

報告案件 1

校内教育支援教室（居場所サポーター）の取組について

校内教育支援教室の設置及び人的配置状況

校内教育支援教室の設置

- 教室に入れない・入りづらい・クールダウンが必要な児童・生徒の居場所
- 個々の児童・生徒に応じた学習保障の場
- 設置状況(令和6年7月)：小学校19校に常設、17校は必要に応じて設置
中学校15校に常設、3校は必要に応じて設置

大阪府による不登校等対策支援事業

- 令和5年度に小学校1校で実施。令和6年度は小学校1校、中学校1校で実施
- 校内教育支援員を週14時間配置

支援員として市費による居場所サポーターを配置

- 令和6年度から小学校5校に先行配置(週16時間/人)
- 任用期間 令和6年4月1日～令和7年3月31日 ※長期休業期間を除く
- 就業日 月～金曜日のうち、4日間(祝日は除く)
- 時間 原則午前8時30分～午後0時30分の4時間(休憩時間なし)
- 給与 日額6,109円(地域手当含む)



居場所サポーターについて

居場所サポーターの役割

【学校内に安心できる居場所を提供】

- 子供からの相談及び困り感などのカウンセリング
- 登校しぶり傾向のある子供との関係づくり
- 友達同士をつなげる活動等、人間関係づくりの支援

【個別の学習支援】

- 個々の目標設定及び学習支援(教科書や児童一人ひとりに合わせた教材を活用)
- 学習環境の整備(学習用端末を活用した学習、教室とのオンライン授業)
- 個に応じた教材作成
- 図工、音楽、家庭科等の実技の実施
- 自学自習の支援



居場所サポーターを配置したことによる効果

児童にとって

- 決まった時間に同じ人がおり、寄り添ってもらえることの安心感が登校意欲につながっている。
- 教室以外の場所でも自分の居場所があることが教室で過ごす時間の増加につながっている。
- 登校しぶりの予兆があった際に、居場所サポーターが児童の送り迎えを初動対応として実施したことにより、不登校の未然防止となった。
- 不登校の児童が校内での居場所を見つけ、登校できるようになった。また、遅れがちになっていた授業の補習を実施できた。
- 対象児童の保護者は登校につながった状況を大変喜び、この支援方法を引き続き望んでいる。



教職員にとって

- 管理職や担任による個別対応が減り、本来業務に専念できる時間の確保につながった。
- 不登校児童に対する理解や居場所づくりの重要性について、教職員の意識を高めることができた。
- 居場所サポーターの配置により、不登校児童に対する複数教職員の対応が可能となった。



見えてきた課題と今後の方向性	
	
見えてきた課題	
➤ 個々の児童により状況が様々で、対象児童との良好な関係づくりや具体的な支援が行えるような人材の確保が必要である。 ➤ 当該サポーターの詳細な業務内容を明確に学校に示す必要がある。 ➤ 午前中勤務のため打合せ時間の確保ができず、対象児童の担任等との情報共有や連携、引継ぎがスムーズにいかないことがある。	
今後の方向性	
➤ 校内教育支援員及び居場所サポーターへの研修を行い、スキルアップを図る。 (令和6年7月に守口市立樟風中学校を見学) ➤ 校長・教頭指導連絡会・各担当者会・教育研究報告会を通して全小中学校に取組内容を発信する。 ➤ 居場所サポーターの適切な配置に向け関係部局と調整しつつ、教職員と居場所サポーターの連携の在り方について研究を進め、好事例を共有していく。	
新たな不登校児童・生徒を生まない 魅力ある学校づくり 各学校の不登校対応に係る 校内組織体制の確立	
5	

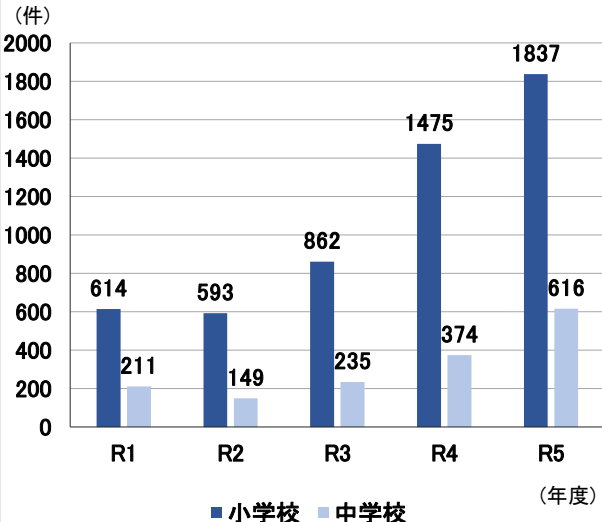
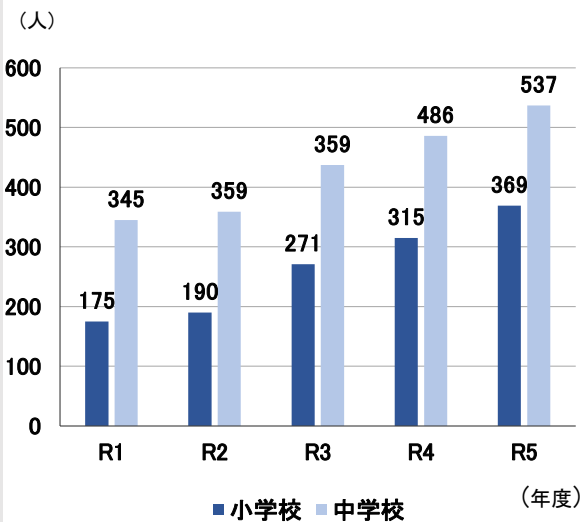
参考

児童生徒の生徒指導に係る状況について



不登校の児童生徒数

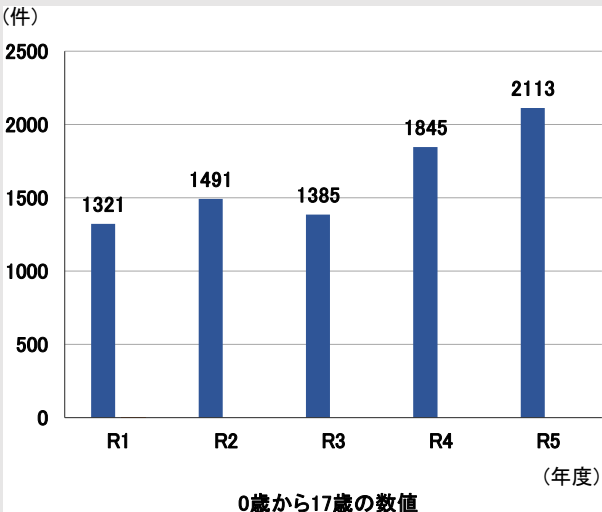
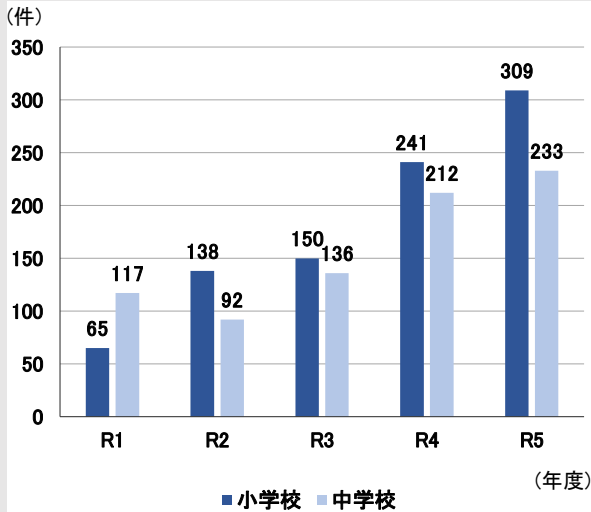
いじめの認知件数



7

暴力行為発生件数

児童虐待相談件数



8